平成２７年第３回府中町議会臨時会

会　議　録

１．開　会　年　月　日　　平成２７年７月１３日（月）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成２７年７月１３日（月）

～～～

教　　育　　長　　高杉良知君
企画財政部長　　高石寛智君
地方創生担当部長　　地下　調君
総務部長　　寺尾光司君
福祉保健部長　　立石佳之君
生活環境部長　　梶川幸正君
建設部長　　河中健治君
向洋駅周辺区画整理事務所長　　土手澄治君
消　　防　　長　　中川和幸君
教育部長　　金藤賢二君
会計室長　　谷崎文男君
福祉保健部次長　　山西仁子君
総務課長　　新見公平君
監理課長長　　池口豊記君
建築課長　　藤原進吾君
総務課長（教委）　　胡子幸穂君
学校教育課長　　中坊京子君

～～～

○議長（中井元信君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中井元信君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、９番　中村勤議員、１０番　慶徳議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中井元信君）　日程第２、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　御異議ないようでございますので、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中井元信君）　日程第３、第３５号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　皆さん、おはようございます。本臨時議会には契約案件３件を提起をさせていただくことにいたしております。よろしく御審議をお願いしておきたいと、このように思います。

早速、提案をさせていただきたいと、このように思います。

第３５号議案　平成２７年７月１３日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

府中町長　和多利義之

工事名でございますが、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設等新築工事ということでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君）　皆さん、おはようございます。建設部長です。第３５号議案、工事請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

第３５号議案参考資料をごらんください。

工事名、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設等新築工事。工事場所は、府中町本町五丁目６８０番地ほかでございます。請負金額、８億３，８０８万円。契約相手方、株式会社増岡組でございます。仮契約日、平成２７年７月２日。工期は、議会の議決があった日の翌日から平成２９年１月３１日までございます。

工事の目的でございますが、府中町住宅マスタープラン及び府中町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した公営住宅の建てかえを行うとともに、近隣地域の利用も配慮した子育て支援施設や集会所の整備を図るものでございます。

まず初めに、本工事の入札の経緯について御説明いたします。

本工事は、当初５月２８日に入札を執行いたしましたが、第１回目の入札で技術者の確保が困難などの理由により、１２社指名した業者のうち１０社の辞退があり、第２回目の入札では、残りの２社のうち１社が辞退され、１社のみの応札となりました。このことにより、府中町財務規則第７６条第１項第９号、再度の入札をした場合において、その入札が１であるときの規定に基づき無効入札となりました。これを受け、設計内容を変更するとともに、指名業者を改めて選考した上で再度入札を行ったものでございます。

それでは、工事内容について御説明いたします。

第３５－１号議案参考資料をごらんください。

図面左側中段に付近見取図がございます。赤色で着色した箇所が建設場所になります。サンリブの前の川を挟んで東側の本町五丁目でございます。

工事概要でございますが、図面左側上段に表示しております敷地面積

１，５４４．９６平方メートル、整備範囲は河川占用部分を含む約３，２０９平方メートルで、左側下段にある配置図に表示してあるように、駐車場、多目的広場、緑地等が配置されております。

建物については建築面積７４７．４３平方メートル、延べ床面積２，３８９．８４平方メートルで、鉄筋コンクリート造５階建てです。１階が集会所、２階が児童センター、３階から５階が町営住宅となっております。

建物の各階の平面図を図面右側に表示しております。右側下段に１階平面図、その上に２階平面図、その上に３階平面図と４、５階平面図を表示しております。

下段の１階平面図をごらんください。

１階には、集会所を配置しており、集会室の１、集会室の２、ラウンジ、便所、管理人室等がございます。地域に開放された集会所として設置しています。

次に、その上の２階平面図をごらんください。

２階には児童センターを配置しており、図書ラウンジ、多目的室の１、多目的室の２、遊戯室、事務室、相談室、授乳室、便所などがございます。町営住宅入居者の子育て世帯や地域の子育て世帯などが集う場所として設置しております。

次に、その上の３階平面図、４、５階平面図をごらんください。

４階と５階は、同じ平面配置となっております。３階から５階には町営住宅が配置されており、Ａと表示している３ＤＫが８戸、Ｂと表示している２ＤＫが６戸、Ｃと表示しているワンルームが６戸、合計２０戸が配置されております。

次に、図面を１枚めくっていただいて、第３５－２号議案参考資料をごらんください。

図面の上段に立面図を、下段に町営住宅のＡ、Ｂ、Ｃの各世帯の詳しい平面図を表示しております。下段部分の町営住宅のＡ、Ｂ、Ｃの各世帯の専用部分の詳しい平面図をごらんください。

左側のＡプランは３ＤＫで、洋室が２部屋、和室が１部屋の合計３部屋とダイニングキッチン、便所、洗面、浴室、バルコニーが配置されています。面積は６３．１５平方メートルで８戸配置しています。

中央のＢプランは２ＤＫで、洋室が１部屋、和室が１部屋の合計２部屋とダイニングキッチン、便所、洗面、浴室、バルコニーが配置されています。面積は５２．６７平方メートルで６戸配置しています。

右側のＣプランはワンルームで、キッチンが一緒になった洋室が１部屋と、便所、洗面、浴室、バルコニーが配置されています。面積は３０．６５平方メートルで６戸配置しています。

次に、上段の立面図をごらんください。

上側、左の図面が西側立面図で、府中大川側から見た立面図です。上側、右の図面が北側立面図で、町道大須上岡田線側から見た立面図です。下側、左の図面が東側立面図で、町道本町１号線側から見た立面図です。

下側、右の図面が南側から見た立面図でございます。外壁は防水型複層塗材となっておりますが、２階の一部をタイル張りとしております。屋根は、瓦ぶきの勾配屋根になっています。

この建物は県より購入した河川敷部分に建設することになっておりますが、東側立面図を見ていただければわかるように、町道本町１号線より１階に入れるように設計されており、本敷地の東側には低層住宅が密集している地域であることから、できるだけ高さを抑えるようにしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　Ａプラン、Ｂプラン、Ｃプランとありますが、これの料金を幾らぐらいにされるか教えてください。

それと、私は町営住宅いうたらかなり高齢の方が入られると思うんですよね。それで、エレベーターが１基というのは、私は少ないんじゃないかと思うんですよ。そこらについても答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君）　答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君）　まず、料金設定についてでございます。この料金設定につきましては、公営住宅法に規定する家賃計算となります。これにつきましては、入居者の所得に応じて変動いたしますが、現時点ではワンルームで２万円前後、２ＤＫで２万円半ばから３万円半ば、３ＤＫで２万円後半から４万円程度を見込んでおります。

私のほうからは、今の料金設定については以上でございます。あとエレベーターの

設置については、建築課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（中井元信君）　建築課長。

○建築課長（藤原進吾君）　エレベーターについてですけども、一応１台にしたのは、経済効率を考えて１台で賄えると判断しまして設置いたしました。

○議長（中井元信君）　ほかにございますか。

７番海渡議員。

○７番（海渡弘信君）　これちょっと図面見て、ちょっとわかりにくいんですけど、２階の便所がありますけど、これは洋便と和便ですか。ちょっと姿が違うように見えるんじゃけど、これ洋式にならんのですかね、どっちも。

○議長（中井元信君）　建築課長。

○建築課長（藤原進吾君）　和便と洋便と、女性用は洋便が２つ、和便が１つ、男性用が和便が１つ、洋便が１つです。小学校なんかでも、近ごろはもう和便をちょっと使用することがどういうふうに使用していいかわからないような子供もおられるんですけども、一応教育のために、外へ出たときの教育のために、１つは和便を一応設置するように学校なんかでもしてるんですけども、ここも児童センターということで小学生、中学生が来られますので、一応こういうふうに設置しております。

以上です。

○議長（中井元信君）　７番海渡議員。

○７番（海渡弘信君）　大体、今ごろどこの公衆便所でもだんだん年寄りが利用者が多いんで、和便は座るのにも難しいというようなことで私もいっぱい聞くんですが、やっぱりこういう大勢の方が集まられるところも、やっぱりそら今言うように、勉強のためとか言われるけど、やっぱり洋便に変えたほうが利用者の立場から言えば、やっぱりいいんじゃないか思うんですが。

○議長（中井元信君）　建築課長。

○建築課長（藤原進吾君）　すみません。２階はそういうふうになってるんですけども、１階は集会所いうことで、皆さんちょっと高齢の方も来られるということで、全部洋式便器となっております。

以上です。

○議長（中井元信君）　１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　最初の入札の結果で非常に厳しかったということで、設計

の内容を変更されたということですが、どこをどう変更されたのか、簡単でいいですから説明してください。

○議長（中井元信君）　建設部長。

○建設部長（河中健治君）　再入札を行った際の設計内容の変更についての御質問でございますが、南側隣接境界線に設置予定をしておりますフェンスの仕様を隣地住民と協議中のため、設計書中の目隠しフェンス、これ腰壁コンクリートブロック、これも含んででございますが、これを別途工事とするということで、隣接居住者との合意ができてから設計変更にて追加変更する予定としております。

以上です。

○議長（中井元信君）　ほかにございますか。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　北部の皆さんが待ちに待ったすばらしいのができるようで、みんな喜んでくださると思います。

そこで、１点、これは考え方の問題なんですが、町長に特にお聞きしておきたいと思うんですが、最近、人口減少時代に入っていきます。そこで、子供を３人以上を育てている若い御夫婦に優先的に入れるように、３人以上子供を今育てよる、しかも小さいアパートで頑張っとるような人たちを入れるような条件を組んであげてもらいたいのと。

もう一つは、やはりちょっといろんなところで新聞にいろんな話が出ますので、町長、府中でもちょっとみんながあっと驚くような考え方をしてもらいたい。なぜかいうたらですね、府中町に住んどる人だけじゃない、子供３人以上育てよる人はどなたでもこれに応募できますよいうようなのを出すと、そらどれだけ来てかわかりません。ですが、やはり全国的に有名になるし、町だけじゃない、人口増のために府中町がこういうものをせっかくいい場所につくるんですから、そういう考え方をしたらおもしろいんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。全部、全国から応募するいうことはないかもわかりませんが、あれでも府中町に行ってみたいいう人があるかもわかりませんので、そういう考え方はどうかなと思います。できれば少子化対策として、子供を子育て３人以上やってる人たちが、若い人たちがこの大きいほうの部屋に、大きいほうね、そこに優先的に応募できるようにしてあげてもらいたいと思うんですが、大きな部屋に年寄りが２人いうのはちょっとさえんのじゃないかと思うん

ですが、いかがでしょうか。

○議長（中井元信君）　町長。

○町長（和多利義之君）　３番繁政議員の質問でございますが、この町営住宅は母子、高齢者を中心とした目的で整備をするということでございますので、母子家庭、母子住宅ですから、もちろんそういうことになるというふうに思いますし、その点は町内の方のみということで限定をして、よその募集をするということはなかなか、今初めて聞いた話ですが、なかなか難しいとは思いますが、やっぱり府中町へ転居してもろうて、そして入っていただきたいというふうには私は考えておるということで、よそのほうから募集をしていうのはいかがなものかということでございます。お話はお聞きをしたと、こういうことにしておきたいと思いますが、やっぱり原則は町に住んで、やっぱり住みよい、暮らしよいまちづくりをする中で、府中町に来てもらうということですね。そういうことを原点にこれからも努力をしていきたいと、このように考えておるということでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　この工期の問題なんですけども、今どこも人手不足で工期がおくれてるという現状がありますが、ちゃんと工期を守れる見通しをちょっと聞きたいのと、もし工期がおくれた場合、その費用がかさんだ場合は、それはどこの負担になるのか、工期がおくれて工事費が積み上げられた場合はどこの負担になるのかっていうのを聞きたいと思います。

○議長（中井元信君）　建設部長。

○建設部長（河中健治君）　梶川議員からの御質問でございます。現在の社会情勢の中で工期の関係ですね、下請とかそういった業者の手配ができずに工期がおくれた場合、またはおくれたときにどういった対応をするのかといった御質問でございますが。

まず工期につきましては、先ほども御説明いたしましたように、議会の議決のあった日の翌日から平成２９年１月３１日までということで、これにつきましては、もう工期がおくれたといった想定は全くしておりません。請負業者もこの工期にはもう竣工できるといったことで応札をし、請け負われておるわけですから、そういったことは一切考えておりません。工期内で完成というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　工期がもしおくれたとき、おくれないと思いますが、おくれたときの費用がかさんだ場合の、というのが、今金剛保育園さんがやってますね。工期が何か大分おくれて、すごいお金がかかってしまったんだという園長さんがお話をされてましたので、おくれた場合は町の負担になるのかなというふうに思ったので、ちょっと質問をいたしました。

○議長（中井元信君）　建設部長。

○建設部長（河中健治君）　建設部長でございます。申しわけありません。工期がおくれた場合、必要以上に経費がかかったときの対応についてでございますが、工期がおくれるというのは、いろんな要因がございます。業者の都合によってその工期がおくれたと、段取りが悪くて工期がおくれたといった中での経費が必要以上にかかったといったことになれば、これは業者のほうの負担になろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（中井元信君）　ほかに。

６番上原議員。

○６番（上原　貢君）　駐車場についてお尋ねしたいんですが、青崎の町営住宅の場合は町営住宅に駐車場がついてるわけですね、結構いいのがついてます、なんですが、この北部総合施設の駐車場、今見ると、７台、５台、９台で２１台ですね、町営住宅は２０軒ぐらいじゃないですか。この駐車場はいわゆる児童センターとか公共施設を使うための駐車場なんか、それとも町営住宅の人も使うんかという区分はどういうふうになってますか。

○議長（中井元信君）　建設部長。

○建設部長（河中健治君）　ただいまの御質問ですが、この施設につきましては、駐車場、これが車椅子利用者駐車場も含めて２１台確保するようにしております。この２１台につきましては、当該施設の利用者が利用する駐車場として考えております。

それと、町営住宅の入居者の駐車場の関係でございますが、これにつきましては、県が管理していた河川敷をこれを譲り受けたといった経緯から、禁止事項として、収益に供してはならないという１項目がございます。このことから、収益事業は行えないということで、公営住宅入居者の駐車場として有料駐車場とすれば、これは収益事業に当たるため、入居者の駐車場の整備はいたしておりません。確保はしておりませ

ん。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　なければお諮りします。

日程第３、第３５号議案、工事請負契約の締結について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　御異議なしと認めます。よって、日程第３、第３５号議案、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中井元信君）　日程第４、第３６号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３６号議案　平成２７年７月１３日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

府中町長　和多利義之

工事名でございますが、府中緑ヶ丘中学校校舎耐震補強工事ということでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、条例で定める契約を締結するためということでございます。

詳細についての説明は、引き続き建設部長がさせていただきますので、よろしくお

願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君）　第３６号議案、工事請負契約の締結について補足説明いたします。

第３６号議案参考資料をごらんください。

工事名、府中緑ヶ丘中学校校舎耐震補強工事。工事場所は府中町緑ヶ丘３番１８号でございます。請負金額、１億９，２７８万円。契約相手方、株式会社砂原組でございます。仮契約日、平成２７年７月２日。工期は、議会の議決があった日の翌日から平成２８年３月３１日までございます。

工事の目的でございますが、平成２３年度に策定した府中町学校施設耐震化推進計画に基づき、耐震化によって地震に対して安全な教育環境を実現するとともに、地域の避難場所としての機能確保を図る必要があるため、耐震補強工事を行うものでございます。

まず初めに、本工事の入札の経緯について御説明をいたします。

本工事は、当初５月２８日に入札を執行いたしましたが、第１回目の入札で技術者の確保が困難などの理由により、１２社指名した業者のうち７社の辞退があり、第２回目の入札では、残りの５社のうち２社が辞退され、３社の応札となりましたが、いずれも予定価格に届かず、落札者がありませんでした。これを受け、設計内容を変更するとともに、指名業者を改めて選考した上で再度入札を行ったものでございます。

それでは、工事内容について御説明いたします。

第３６－１号議案参考資料をごらんください。

図面左端の配置図１－１、２－１－１、２－１－２号棟の番号を表示しています建物が耐震補強工事の範囲でございます。これらは昭和５５年に建設されております。

工事概要でございますが、図面左上部に表示しておりますが、大きく分けて、耐震補強工事、非構造部材耐震化工事、便所改修工事となります。耐震補強工事を施工した後の耐震性能は、最低値がＩｓ値０．７２となり、文部科学省の基準を満足しております。

図面右側の２面が北立面図と西立面図でございます。２面とも改修後の立面図で、

外部から見た改修図となります。

第３６－２号議案参考資料をごらんください。

まず、耐震補強工事について説明いたします。

図面左側の２面が１、２階平面図、右側の３面が３、４、屋上階平面図でございます。１階平面図に四角に赤で着色している箇所に枠付鉄骨ブレースを２カ所設置いたします。図面左側中段に詳しい展開図を表示してありますが、赤い部分が枠付鉄骨ブレースになります。府中小学校の東棟、特別教室棟に配置したものと同様の工法になります。

また、柱を破壊しにくくするために、赤色の三角印で表示している部分にスリットを設置いたします。１階に２カ所、２階に２カ所、３階に１カ所、計５カ所設置しております。これは腰壁などが柱に接続されておりますと、地震時に柱が破損しやすくなるため、すき間を設けるものでございます。すき間はやわらかいもので埋め戻しをいたします。

１階平面図に四角に斜線を引いて黄色で着色している箇所に片持梁補強柱を４カ所設置いたします。生徒用昇降口の屋根は片持部材で支えられておりますが、間口が広いため、先端部分に鉄骨の柱を新設し、補強を施します。

１、２階平面図の丸に青色で着色している箇所は、柱に炭素繊維補強を施工することで、１階に３カ所、２階に２カ所施工いたします。柱に炭素繊維を巻くことで強度を上げる効果がございます。

各平面図の校舎が直角になっている部分に設置している既存屋外鉄骨階段を鉄筋コンクリート造の校舎と水平ブレース、筋交いでございますが、でつなぐことで屋外鉄筋階段を補強いたします。また、屋外鉄骨階段の最上部に設置してあります高架水槽を撤去して、屋外鉄骨階段の構造的な負担を軽減いたします。

次に、非構造部材耐震化工事について説明いたします。

非構造部材とは、柱、はり、壁、床などの構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具などのことをいいます。１階平面図の右側に四角を緑色に着色している箇所で、受水槽の撤去、新設を行います。既存の受水槽では耐震性が確保されていないため、新設を行います。

また、天井部材脱落対策のため、体育館１階格技室と校舎中央部のピロティ部分の天井材撤去を行います。

次に、便所改修工事について説明いたします。

校舎の３カ所に設置されている男子、女子便所間のコンクリートブロック造の壁は、大地震時に転倒の危険性があるため改修の必要があり、また建設後約３５年を経過しており、今回全面改修を行います。場所は１－１号棟の１階職員便所、２階から４階の東西の生徒便所、２－１－２号棟の１階から４階生徒便所を改修いたします。内部改修、給排水管の取りかえ、便所部分の外壁改修を行います。

以上のように、本工事を実施することで耐震機能が改善され、震災時の生徒の安全性が向上され、学校施設の環境が改善されます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　入札執行表ということで３回入札されたわけですよね。それでもってたった２社しか来ない。例えば、株式会社栗本さんとか河井建設工業、これ前回のにも入っておりますよね。ほいで、何でこんなに、そんなに私は難しい工事じゃないと思ってます、この自体が。金額も１億７，８００、１億８，０００万ぐらいかかってるんですが、かなり利益があるんじゃないかと私は思ってますけど、何でこんなに少ないんかいうのがまず１点ですね。

それと、２回以上、こうやってずっとまあこれ３回やられてますよね。前回も多分３回ぐらい、２、３回やられたと思うんですよね。ずうっとこう辞退、辞退、辞退、辞退でいっとるのはどういうことが原因なのか。例えば、責任者がおらんけいうて逃げよるんか、もうこんなんちょっと疑問に感じるんですよね、ちょっと。そこらの説明をお願いします。

○議長（中井元信君）　建設部長。

○建設部長（河中健治君）　再度設計内容を変更いたしまして、再度また入札を執行いたしました。その辞退の主な理由でございますが、これは先ほどの補足説明でもさせていただきましたが、技術者の確保が困難ということで、今回１２社のうち２社の応札があったことでございます。１２社指名をいたしまして、１０社が辞退、２社が応札をされたということで、再度言いますが、技術者の確保が困難という理由で辞退されたといったことでございます。

○議長（中井元信君）　ほかに。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　すいません。先ほどもちょっと言いましたが、河井建設工業とか株式会社栗本さん、２回まで参加されとるんですね。技術者が困難じゃありませんよね。ほいで３回目になって辞退されてますよね。そこらがどうなっとるんかいうのが聞きたいわけなん。例えば、この前やった分の前の分でもそうなっとるじゃないですか。技術者が困難なら、何で２回も出して３回目に辞退するわけですか。ちょっと言うとることようわからんのじゃ。

○議長（中井元信君）　建設部長。

○建設部長（河中健治君）　今の西議員の御質問でございますが、これは５月２８日に執行された入札の結果についてだろうと思います。これは５月２８日に執行された入札の結果がその結果であったということで、今回につきましては、河井建設さんと栗本さんですか、この業者につきましては、前回の入札で再度３回目の入札、応札があったという実績のある３社を含めて、今回メンバーを組みかえて実施をしたということでございます。

すみません。説明不足でございます。前回５月２８日に執行された入札のときには、１２社のうち７社が辞退し、５社の応札となり、再度入札をした結果、また新たに２社辞退し、最終的に３社、これが栗本、砂原、堀田建設、この３社が応札がございました。このときには技術者の確保ができるといった判断の中で、この栗本さん…。

西議員が言われた河井建設工業さんは、緑ヶ丘中学校の耐震化工事、補強工事、これの５月２８日に執行したその入札についてはメンバーに入っておりません。先ほども言いましたように、最終的に３社、栗本さんと砂原さんと堀田建設さんの３社から応札がありました。このときには栗原さん、堀田建設さんにしても、技術者の確保ができるといったところでの応札をされたということで、今回再度入札、この２社も含めてメンバーを組みかえて入札を執行いたしましたが、今回その栗本さんが辞退をしたというのは、技術者の確保が困難といった理由から栗本さんが辞退されたといったことでございます。５月から７月の間に仕事が入って技術者が確保されなかったといったことで、技術者の確保が困難ということで辞退されたということでございます。

○議長（中井元信君）　ほかになければ。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　最終的にたった２社しか入札してないいうことですね。前回も数少ない中でやっとるわけなんですよね。私はもうちょっと価格のつけ方が何かおかしいんじゃないんか思うんですよ、基本的に。２社とか１社しかやってこんいうのは、ちょっと競争入札になってないと思うんですよ、もう指名入札と同じような感じに受けるんですよ。そこら辺を何とか改善してもらわんと、競争力が一つもないですね、これじゃあ、辞退、辞退、辞退、辞退ですから。こんなことじゃ何やっとるんかわからんですよ、入札とは言えん思うんです、私はね。これだけ約１０社以上、１２社、１２、３社やって、たった２社、それも３回やっとるわけなんですね。ちょっとまともに考えてもらわにゃあいけん思うんですがね、そこらをどう思われてるか。いつも２社、２社とか、１社とかいうようなことじゃあね、これはもう指名入札と同じことですよ。私はそう思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中井元信君）　町長。

○町長（和多利義之君）　気持ちはわからんこともないんですがね、御承知のように、東北の大震災、あそこにも人をどんどん送ったりしてですね、今の建設部長が言いよるんだけど、この監督おらん、監督おらん、確かにそういうようなことでそういうようになっとるんですが、まあ実際にはこの際ですから、私もようわからんですが、単価的に高いので取りたいと、応札しても結構高飛車なんですね。時勢的にそうなことで、もうほとんど大きな事業いうと、町内の事業はそういうことはないんですが、町内でもちょこちょこかってなかったんですが、ありますね、ようなもう時勢で、あえてこっちがそういうようなメンバーを選んだわけじゃないんですが、世の中がそういうことで、何とか行政としても取ってもらおう思うて苦心をしながらやっとるんだということも御理解をいただかないと。確かに言われると、競争ならんじゃないか言やあそういうことになるんですが、時勢的にお許しをいただかんと、どうしようもない。いつやってもこうなんです。これも一遍はだめですよ、いうような形になって、取ってもろうたら喜ばんといかんいうのが今の時勢だということで御理解をいただかんと、この時勢を乗り越えられんというふうに御理解を頂戴をしたいと、このように思います。できるだけ私もそのようにみんな競争してやってもらいたい。ほいじゃが、まあそういう今事情があって、恐らく高飛車でもあるんだと思う。監督もおらんですよ、あれだけ災害が出ますと。もう実際には広島でも安佐南区、可部のほうもどんどんやってますから、いろんな仕事がいっぱいある。そういう時期だということで、取って

もろうたら喜ばにゃあいかんいうぐらいのこの気持ちで、今、時勢を乗り切らんと乗り切れんということで、ひとつ御理解を頂戴をしたいと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（中井元信君）　ほかになければ。

６番上原議員。

○６番（上原　貢君）　１つお願いがあるんですが、いわゆる補強工事で枠付鉄骨ブレスというの２枚目の資料にございますが、赤い色でありますが、あれをやると、やっていいんですよ、やっていいんだけど、照度が落ちるんですよ、暗くなる、教室が暗くなるんですよ。これも過去何度もやって、学校薬剤師がはかって、みんなあっこ暗くなっていると、学校側も生徒のほうもおっしゃってますので、これについて照度の補強、それから換気についても、この補強工事の済んだ後、配慮していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君）　ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　なければお諮りします。

日程第４、第３６号議案、工事請負契約の締結について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　御異議なしと認めます。よって、日程第４、第３６号議案、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中井元信君）　日程第５、第３７号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３７号議案、平成２７年７月１３日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年条

例第２５号）第３条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長　和多利義之

財産の取得については、タブレット端末４４台のほか一式を購入すると、こういうことでございます。

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第８号の規定に基づく条例で定める財産を取得するためでございます。

詳細については、教育部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　補足説明。

教育部長。

○教育部長（金藤賢二君）　おはようございます。教育部長です。第３７号議案、財産の取得について、補足して説明させていただきます。

第３７号議案参考資料をごらんください。

タブレット端末４４台ほか一式の購入は、地方創生先行型交付金の対象事業として、平成２７年３月議会で議決いただいたものでございます。

購入金額、８４９万６，３６０円。仮契約日、平成２７年７月７日。納入期限は平成２７年９月１０日となっております。契約の相手方は、広島県呉市焼山此原町２０番１号　旭電機商事株式会社でございます。

取得財産の明細は、タブレット端末本体及び附属品の購入となっております。購入するタブレット端末の性能、仕様、設備等は記載のとおりとなっております。

次のページの第３７－１号議案参考資料に購入するタブレット端末のイメージ写真を掲載しております。

タブレット端末を各校６台、全部で４２台を設置し、小・中学校の教育活動でこれを活用し、学びの多様化、授業の質を向上させることにより、学力向上を推進していくことを目的としております。

具体的な使い方といたしましては、児童・生徒がみずから考えたことを記入したり、提示しながら説明したり、学習内容の写真や映像の資料を提示したりすることができます。理科の観察や実験では写真を撮って記録したり、体育や音楽の実技では、児

童・生徒の活動を録画し、その場ですぐに見ながら動きを確認し、改善していくことも可能になっております。

また、学校教育課にも２台配置し、町教委が主催する各種研修会や学校の指導に活用していきたいものと考えております。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

６番上原議員。

○６番（上原　貢君）　こういうタブレット端末というのは、機械類ですから故障はつきもんなんです、あると思うんですね、必ず出てくるんですよ。ですから、買った以上は、買うことはいいんですけど、メンテナンスね、問題は、どういうふうにメンテナンスしていくか。毎年少しずつ壊れてくる、そのままにしてるんか、それとも業者が見てくれるんか、そういうメンテナンス契約を結ぶのか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中井元信君）　教育部長。

○教育部長（金藤賢二君）　上原議員からその後のメンテナンスどうするかということです。ここの第３７号議案参考資料の一番下に、主な付属品として５年間保守パック、パッケージというのが入ってます。簡単な保守についてはここでカバーしておりますけれど、こちらにおいて画面を壊したり、内部的なものになりますと、そこは町教委のほうで修繕料で直していくようになっております。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　なければお諮りします。

日程第５、第３７号議案、財産の取得について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　御異議なしと認めます。よって、日程第５、第３７号議案、財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成２７年第３回府中町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会　午前１０時２６分）